

# 博士学位論文審査要旨

学位申請者氏名 文学研究科英米文学専攻 D164102 高瀬祐子
論文題目 Property and Inheritance in American Culture —— Possession of Land in Nineteenth-Century American Literature
審査委員（職名・氏名・印） 主 査 教授 下河辺 美知子  審査委員 教授 遠 藤 不比人  教授 日比野 啓
論文審査結果（○合 否）
<b>I 論文内容の要旨</b> <b>1. 論文全体のテーマと論点</b> 本論文は、アメリカ文学・文化専攻の申請者が、〈遺産相続〉という社会的・経済的・文化的事象を取り上げて、所有権—ことに土地や建物と言った不動産—の移譲という観点からアメリカ文化を論じたものである。十九世紀アメリカ文学テキストに描かれる様々な形の所有権とその移譲が分析されているが、申請者はことに遺産相続が不調におわるケースが多く描かれていることに注目し、そこに、アメリカ文化に潜在する国家建設の理念への懐疑をさぐろうとした。 扱われているテキストはハーマン・メルヴィル、エドガー・アラン・ポー、ナサニエル・ホーソーン、リディア・マリア・チャイルドなど十九世紀のアメリカ作家の作品であるが、文学テキスト以外にも、アレクシ・ド・トクヴィル、トマス・ペイン、モンロー大統領などの著作や演説を文化的・政治的コンテキストの中で論じている。 本論文の議論の骨子の一つは、十九世紀アメリカ社会を牽引した拡張主義（expansionism）を、アメリカにおける土地に対する概念の根源的在りかとしてとらえ、土地の獲得および土地所有権といった問題をその中で論じていることである。1862年のHome Stead Actによる土地の獲得の形を調査し、獲得したものをどのような形で所有するのか、そしてそれを別の時代にどのように移譲するのかという多重的観点からの分析が行われており、すべての議論の根底に〈遺産相続〉という問題が設定されている。 アメリカ国家は、遺産としての土地の移譲ではなく、言葉を移譲する形で自国の歴史を継続発展させてきた事実を検証して結論としている。

## 2. 論文の構成と各章の内容

全体は序論と結論の間に六つの章を配した構成になっており、各章では一つないしは二つの文学作品が取り上げられ分析されている。

### Introduction

本論文のテーマとして遺産相続と土地所有の問題を取り上げると述べたのち、十九世紀の文化的テクストを分析することで、アメリカ文化における遺産相続という概念に新しい洞察をもたらすという目的が示される。ホーソーンの『七破風の家』の序文に書かれた「不正な手段で入手した金や不動産が子孫に雪崩のように崩れ落ちてくる」という文章から、遺産の負の局面に目をむけることから本論文は開始されている。

### Chapter 1 Possession in nineteenth-Century American Novels of the Sea: *The Narrative of Arthur Gordon Pym of Nantucket* and *Moby-Dick*

十九世紀アメリカ文学のキャノンとみなされている二人の作家、エドガー・アラン・ポーとハーマン・メルヴィルの作品をとりあげて『アーサー・ゴードン・ピムの物語』と『白鯨』二作における〈所有〉(possession)の問題を、同時代のアメリカの政治的文化的文脈——ことに拡張運動(expansionism)——の中で論じている。所有の前段階としての〈獲得〉(acquisition)は、1862年のHome Stead Actによりアメリカ国家の中で行われることになったとすれば、それは「耕した者にその土地の所有権が与えられる」という概念として、歴史の中で受け継がれていく。捕鯨船上の物語である二つの作品を、土地の所有権の問題として読みとるとき、アメリカの帝国主義の文脈が現れてくる。

### Chapter 2 Right of the Perpetual Occupancy: Herman Melville's "Bartleby, the Scribner: A Story of Wall Street"

ウォール街を舞台とするメルヴィルの中編「バートルビー」を取り上げ、十九世紀の法律事務所の所有権の問題と、オランダ人植民者がやってきてこの島を買い取った十七世紀における土地獲得の問題が重ねて論じられている。法律事務所の持ち主である弁護士が、書記として雇い入れたバートルビーに居座られ、自分の事務所を出てしまうという展開は、不動産の所有権侵害であると同時に、占拠した人間にその土地の所有権が与えられるというアメリカ独自の法概念が機能したケースである。土地所有の概念を持たないネイティヴ・アメリカンへの抑圧を読むことで、マンハッタン島という空間に、植民者によるアメリカ大陸の所有権侵害を透視している。

### Chapter 3 Inherited House and Vanishing House: Edgar Allan Poe's "The Fall of the House of Usher"

ポーの短編「アッシャー家の崩壊」において、建物としての〈館〉と血筋としての〈家系〉の両方の崩壊を所有権の問題から論じている。同家の末裔であるアッシャーとマデラインの双子の兄妹の死亡により、遺産としての不動産の相続が途絶えるという結末の中に、土地を追い立てられたネイティヴ・アメリカンへの政治的意識を読みこんでいるが、館の立つ土地の形状が沼地であることから水流が停滞する沼という表象が、再生産されないアッシャー家の状況とアナロジーされている。また、崩壊を招くマデラインをテロリストとして見るとき、館の崩壊のシーンが、9.11でテロリストの攻撃で崩れおちていくワールド・トレード・センター崩壊のシーンと重ねられていく。

#### **Chapter 4 From Mother's Son to National Father: King's Change in Lydia Maria Chile's *Romance of the Republic***

十九世紀女性作家リディア・マリア・チャイルドの『共和国のロマンス』を混血がもたらすドラマとして読んでいる。自分たちが混血であることを知らずに育った二人の姉妹が、父親の死により奴隷の立場に置かれることになる。その後、姉妹の一人ローザが、自分の息子が奴隷として売られることを懸念して、白人女性の赤ん坊と自分の息子を交換し、その結果、息子たちの遺産相続にねじれが生じてくる。そこへ登場するのがローザの二番目の夫キングであるが、本論文では、これまであまり注目されてこなかったこの人物に注目している。人種や奴隷制という障害を越えて、「自分の家族を救う父親」として振る舞うキングが「共和国としてのアメリカを救う父親」として機能しているという結論である。

#### **Chapter 5 Heir's Renunciation—What He Renounced and What He Held: Edgar Allan Poe's *The Narrative of Arthur Gordon Pym of Nantucket***

ポーの長編小説『アーサー・ゴードン・ピムの物語』における所有権移譲の拒否が論じられている。物語の冒頭で主人公ピムが、祖父の反対を押し切って航海に出ることで遺産相続権を自ら放棄するという事に注目し、その後、いくつかの船に乗り込んで旅を続ける中で所有権に対するピムの態度の変遷が分析されていく。航海におこるさまざまな出来事の中でピムは一貫して受け身の態度をとり続けている。それが一転するのは、食糧が尽き、餓死の危機を回避するために誰かを殺して人肉を食べるというカニバリズムのシーンである。ピムはくじを作る役目を買ってでることで、人の運命を「掌握する」(hold)側になり、そのことが所有権における能動性の議論へと発展していく。さらには、この作品の執筆状況、出版状況が複雑であることについて、ポーの伝記的情報が織り込まれ、書き手ポー自身の著作権(authorship)の喪失という議論へとつながっていく。

#### **Chapter 6 House on Usurped Land: Nathaniel Hawthorne's *The House of the Seven Gables***

ナサニエル・ホーソーンの小説『七破風の館』についての先行研究を踏まえた上で、本論文では「遺産」という社会的局面と「再生産」という遺伝的要素という二つの視点から読み解いている。ピンチョン家をめぐっては、不動産取得について二つの不正が行われていることを指摘した後、同家の長い歴史の中で起こった三つの不審な死を分析し、その結果、七破風の家には制生産可能な若い男女がいなくなるという状況が指摘される。そこへ外からアリスという少女が入ってくることで再生産可能なコミュニティが再び形成され、一同は七破風の家を去り、子育て可能な東部の土地へと移住していくのであった。インディアンとの土地取引の証書のありかをめぐる筋が結末に大きな意味を持つこの作品では、17世紀に魔女裁判の行われたセーラムの町の歴史の中で、土地所有権の問題を検証したものである。

#### **Conclusion**

十九世紀アメリカ文学テキストにおいて、父権制システムによる一父から息子への遺産相続の機能不全が多く描かれているという結論が述べられている。それは、ヨーロッパ人たちがやってきて開拓し、アメリカ大陸の土地所有権を主張したという歴史的要因

によるものであり、もともとその土地で生きてきたネイティブ・アメリカンの影を文学テキストがすくいとっているからでもある。アメリカ国家の中では、動産・不動産は適切な形で相続されにくいとする一方で、別の形の遺産がアメリカの歴史の中で移譲されてきたことが最後に述べられる。それは、独立宣言以来、アメリカ大統領などによって語り継がれてきた言葉である。「アメリカは誰のものか？」という問いに対して、声に出され、文字に落とされ、呼びかけられ、聞かれてきた言葉たちが応答することで、「アメリカは言葉によって作り上げられてきた」という主張が述べられている。

### 3. 本論文の特徴と意義

本論文はアメリカ文化における遺産相続と土地所有権というテーマを一貫して追求する中で十九世紀アメリカに書かれたテキスト群を読み解いており、そこに学問的意義がある。本論文で行われた議論は、アメリカ文学テキスト内の物語分析と、テキスト外の社会的政治的状況とを縦横無尽に行き来して展開しているが、遺産相続と土地所有権というテーマをアメリカ国家の歴史や現状へとつないでいった手法は高く評価されるものであろう。

先行研究との関係において口述試験の際に確認されたことを述べておく。本論文の中心的テーマであるネイティブ・アメリカンと土地所有の問題についての先行研究はどのくらいあって、その中で本論文のオリジナリティはどこにあるのかという質問が審査委員から出された。申請者の答えから確認できたことは、ネイティブ・アメリカンとアメリカとの関係を論じた先行研究は数多くあるが、ほとんどが土地所有権の問題を扱ったものであり、別世代への土地の移譲や継承、つまり遺産相続という観点から論じたものはほとんど見られないということであった。本論文がアメリカ文学文化研究にたいして貢献できる点がここにあるということが確認できた。

一方で、本論文の進め方として、遺産相続と土地所有というテーマについての欧米の研究動向をきちんと整理して述べた上で、遺産相続という本論文のテーマを紹介し、自分の研究の位置を定めてから書き始めてほしかったという意見も出た。

また、問題点もいくつか指摘された。一つは、十九世紀のアメリカ文学テキストの中で、いわゆるキャンノンと呼ばれる作家の作品が中心となっているが、その他の例えば同時期の社会で多くの読者をえていたセンチメンタル・ノヴェルなどを入れていないことは今後の課題であろう。また、**authorship** と **ownership** の概念の混同が見られるなど、分析が最も凝縮しているところで分析が甘くなり、結び目がほどけていないところがある。しかし、このことは逆に、そこからさらなる豊かな議論が展開される可能性があることを示していると見なし、審査員一同、申請者の今後の研究の発展を期待するという意見で一致した。

以上、遺産相続というフレームを通して、テキストの中に現実のアメリカの姿を重ね合わせた(**superimpose**)議論は学術的に高く評価されるべきであり、今後、著書あるいは論文として国内外の学会で発表して評価を仰ぐべき論文であるというのが審査委員一同の評価である。

## II 審査結果の要旨

本論文は、テキストを丹念によみとき、所有権・遺産というテーマにひきつけて一つのアメリカ観を提示しているという意味で労作と評することができよう。十九世紀のアメリカ文学テキスト解釈に対して周到な読みを提示し、遺産相続というテーマについて、アメリカ国家の根源にある土地所有という問題から照射した新しいアメリカ文化論をもたらした挑戦的なアプローチであることを評価すべきであり、アメリカ文学文化研究の領域において一つの学問的達成であると認められる。文字で書かれたテキストの言葉の中に、独立前から二十一世紀までのアメリカ国家のあり方を透視してアメリカ文化の一局面にたいする洞察をもたらした学術的価値のある論文であるという点を認定し、審査委員会は、課程博士の学位を認定するに値する論文であるという結論を報告する。